

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和8年2月10日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2500369号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第2500015号

## 第1 結論

平成3年\*月から平成4年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年\*月から平成4年6月まで

私は、国民年金に加入する20歳に到達したため、家族内で相談の上で、国民年金に加入することとし、保険料を納付した。

また、請求期間の国民年金については、父親が加入手続きを行い、当該期間の保険料についても、父親が納付してくれた。

請求期間の国民年金保険料が未加入による未納と記録されていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、国民年金に加入する20歳に到達したため、父親が、請求者の国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料についても納付してくれていた旨主張しているところ、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行ったとする父親は既に亡くなっており、当時の状況について確認することができない上、請求者は、これらに直接関与していないことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、請求者の基礎年金番号は、請求者が平成4年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したときに払い出された厚生年金保険被保険者手帳記号番号(\*)を基に平成9年1月1日に付番されており、当該基礎年金番号により初めて国民年金の被保険者資格を取得したのは平成12年9月1日(資格処理日:平成13年3月7日)であることが確認できる上、同日より前に国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者が請求期間当時から現在まで住民登録しているA市から提出された請求者に

係る「A市国民年金システム被保険者台帳照会の画面コピー」においても、請求者の同市における国民年金の加入期間は、オンライン記録と一致しており、請求期間に係る加入記録は確認できない。

加えて、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があり、請求者は年金手帳について、現在手元に所有している手帳とは別の手帳を両親が保管してくれていた可能性も考えられる旨回答しているが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果においても、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2500405号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第2500016号

## 第1 結論

昭和60年\*月から平成元年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年\*月から平成元年3月まで

私は大学在籍中に20歳になったので、父親又は母親が昭和60年のいつ頃か時期は不明であるが、A郡B村(現在は、C市)役場の窓口で、私の国民年金の加入手続を行ったと思う。

請求期間の国民年金保険料については、母親が、納付頻度などの詳細は分からないが、A郡B村役場、D郵便局、E銀行F支店又はG銀行H支店のいずれかの窓口で納付したと思う。私も一度、住んでいたI県から帰省した際に、母親と一緒にA郡B村役場へ行き、窓口で自分が納付したにもかかわらず、納付済み記録となっていない。

請求期間の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続については、A郡B村役場の窓口で父親又は母親が行い、当該期間の国民年金保険料については、母親が同村役場やD郵便局等のいずれかの窓口で納付をし、自身も一度、住んでいたI県から帰省した際に、母親と一緒に同村役場へ行き、窓口で自身が納付した旨主張している。

しかしながら、請求期間の国民年金の加入手続を行ったとする父親は既に亡くなっており、証言を得ることができない上、母親は当該期間に係る加入手続及び請求期間当時の国民年金保険料の納付については覚えていない旨陳述しており、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続に直接関与しておらず、母親と一緒にA郡B村役場で納付したとする金額や何月分の保険料を納付したかなどの記憶が不明瞭であることから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付の状況が不明である。

また、請求者から提出された年金手帳及びオンライン記録によると、請求者が請求期間直後に加入した厚生年金保険の被保険者資格取得日である平成元年4月1日より前に国民年金に

加入した記録は確認できないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者が請求期間後にJ市K区で払い出された国民年金手帳記号番号（＊）のほかに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行ったものの、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、国民年金の加入手続きは、住民登録していた市町村で行うこととなっていたところ、戸籍の附票によると、請求者は、昭和60年＊月＊日にA郡B村からL市へ、昭和62年7月19日にL市からM市へ住所地を変更しており、請求期間当時は、A郡B村に住民登録がなかったことが確認できることから、制度上、住民登録を行っていないA郡B村の役場窓口において、請求者の国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者は、請求期間当時に大学生であった旨陳述しており、当該期間当時、学生は申出により国民年金に任意加入することができる者であり、任意加入の申出をした日に国民年金の被保険者資格を取得するものとされているところ、C市は、同市で国民年金の被保険者資格を取得された方の国民年金被保険者台帳は永年保存しているが、請求者の国民年金被保険者台帳は見当たらない旨回答及び陳述している。

さらに、請求者の請求期間に係る国民年金保険料について、母親が納付したとするD郵便局並びに合併後のN銀行F支店及び同行H支店は、いずれも当該期間に係る国民年金保険料が納付されていたことを確認できる資料（納付書等の金融機関控え）は保存期間経過のため保管していない旨回答している。

加えて、請求者が請求期間において住民登録していたL市及びM市は、いずれも請求者の請求期間当時に係る国民年金の届出に関する資料及びその受付状況を確認できる資料は保管していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。